

(別紙様式 8)
20〇〇 年 〇 月 〇 日

(証明書発行機関名) 殿

申請者
住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目
〇番地〇号〇〇ビル〇階
氏名 山田 太郎 印
(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

衛生証明書発行申請書

「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成22年8月25日付
け食安発0825第5号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、22水漁第
1110号水産庁長官通知)に基づき、下記輸出水産食品に係る衛生証明書の
発行を申請します。

記

1. 製品の詳細

- ① 輸出者(荷送人:日本からの輸出者)の名前及び住所:
株式会社 MHLW商事 / MHLW SHOUJI CO.,LTD
〇県〇市〇町〇丁目〇番地〇号/〇-〇-〇, 〇-CHO, 〇CITY, 〇Prefecture, Japan
- ② 輸入者(荷受人:ベトナムの輸入者)の名前及び住所:
MAFF水産食品会社 / MAFF SEAFOOD CORPORATION
△市△区△△ / △△, Dist△, △City, Vietnam
- ③ 品名: ①冷凍サンマ/Frozen Pacific Saury
②冷凍ゆでだこ/Frozen Boiled Octopus
- ④ 数量及びネットウェイト(kg): ①250 C/T、3,000.00 kg
②59 C/T、1,180.00 kg
- ⑤ 施設名、住所及び登録番号(登録番号については、登録施設のみ記載):
(VN〇〇〇〇〇〇〇〇) 〇〇水産食品製造貿易会社
/〇〇SEAFOOD PROCESSING & IMP. EXP. CO.,LTD
□市□区□□ / □□, Dist□, □City, Japan
- ⑥ 出発港: 大阪/OSAKA
- ⑦ 到着港: ホーチミン/HO CHI MINH CITY
- ⑧ 輸送方法(船舶の名称、航空機の便名):
パシフィックMHLW号/PACIFIC MHLW
- ⑨ 輸出年月日: 2014年4月〇〇日/〇〇 Apr. 2014
- ⑩ 生産年月日: ①2014年3月□日、2014年3月△日/□ Mar. 2014、△ Mar. 2014
②2014年2月▽日、2014年2月◇日/▽ Feb. 2014、◇ Feb. 2014
- ⑪ 用途: 日本や他の国への再輸出を目的とした水産食品
 ベトナム国内での消費を目的とした水産食品

2. 官能検査実施結果

品質確認者氏名 山田 一郎

官能検査実施日 20〇〇年〇月〇日

3. 誓約事項

当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。

- (1) 上記の記載事項が正しいこと。
- (2) 関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。
- (3) 法に適合した水産食品であること。
- (4) ベトナム国内での消費を目的とする水産食品においては、本要領の4.
(1)の要件に適合した登録施設で最終的に加工されたこと。
- (5) 全量がベトナムから再輸出される水産食品においては、本要領の4.(2)
の要件に適合した施設で最終的に加工又は保管されたこと。
- (6) 官能検査を実施した結果、本要領の別添1の4.に掲げる官能検査基準
を満たしていること。
- (7) 輸出者は、製造者と密に連絡をとり、本申請事項と輸出貨物の内容とが
相違ないことを確認する。
- (8) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い、貨
物の開梱等を行うことを承諾すること。
- (9) 証明書を受け取る際に衛生証明書中の記載事項が本申請記載事項と相違
ないことを輸出者の責任で確認すること。
- (10) ベトナム政府が要求する以下の条件を満たすものであること。
 - ① 関連法規に従い、衛生条件の整えられている施設由来の水産食品
であること。
 - ② ベトナムの基準に適合することを確認していること。
 - ③ 衛生規制官庁の監視下で取り扱われた水産食品でありヒトの健康
に害を与える物質が含まれていないこと。
 - ④ 適切に保存されヒトの消費に適したものであること。

(申請書の記載等に関する注意事項)

1. 記入は日本語、英語併記によること。
2. 「品名」については、商品や当該食品の内容がわかる一般的な名称を記載
すること。
3. 生産年月日が複数存在する場合は、全てを記載すること。なお、連続す
る生産年月日については、〇月〇日から△月△日までと記載しても差し支
えない。
4. 衛生証明書発行申請書の記載内容が確認出来る関係書類（インボイスの
写し、パッキング・リストの写し、船荷証券（BL）又は航空貨物運送状
AWB)の写し等)を添付すること。
5. 登録を省略している施設（全量がベトナムから再輸出される水産食品を
最終加工又は最終保管する施設）については、営業許可証の写し等、輸出
要件を満たす施設であることを確認するために必要な書類を添付すること。
6. 当該貨物が輸入品であり、かつ日本国内で処理を行わない場合は、食品
等輸入届出（写し）を添付すること。